

平成30年度 ひょうご次世代産業高度化プロジェクト

補助金 公募要項

「航空機分野企業内体制整備支援事業

(試作・開発支援)」

(事業目的)

航空機産業への参入にあたっては、川下企業からの製造能力評価を得る必要があります。そのため的手段として、航空機部品の開発・試作を行い、展示会への出品や、試作行事への参加・出品を実施することがあります。そのため、航空機部品の試作・開発等の費用補助を行い、航空機関連分野への参入を目指す企業の体制を整備し、以って雇用の促進を図ります。

応募に際しては、本公募要領をご熟読のうえ、必要書類を（公財）新産業創造研究機構に提出してください。

平成30年度公募期間

平成30年8月31日（金）～平成30年9月13日（木）（午後5時30分まで）

- 補助金申請書の様式については、以下のホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.niro.or.jp/>

本公募要領は、「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト補助金交付実施要領」に従って実施されますので、必ず、ご確認ください。

<お問い合わせ先>

（公財）新産業創造研究機構 航空機・航空エンジン総括部 担当：遠崎（えんざき）

〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4F

TEL：078-306-6806 FAX：078-306-6811

URL：<http://www.niro.or.jp/>

1. 補助制度の内容

この補助制度の内容は下記のとおりです。

<p>補助事業 及び 補助対象事業者</p>	<p>補助事業：川下企業の試作行事（トライアル）等に提供する試作品や航空機関係の展示会等、公の行事に出品する試作・開発品の製作に要する、材料費、治工具費や工具費経費を補助します。</p> <p>平成31年2月末日までに完成かつ、平成31年2月末日までに所期の目的用途に使用が実現される事業を対象とします。</p> <p>なお、他の国・県・市町村等からの製作に対する助成金・補助金との併給はできません。</p> <p>補助対象事業者：兵庫県内に事業所を有す事業者で、県内で補助事業を実施する事業者。（既に試作・開発を開始している事業者も対象としますが、補助対象は交付決定日以降に発生する経費のみとなります）</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>材料費、治工具費、工具費経費 （ただし、治工具費は取得価格が10万円未満のものに限る）</p> <p>（注）補助金交付決定通知後から補助事業実施期間満了日までに費用が発生し、平成31年3月6日（水）までに、支払を完了した費用が対象となります。</p> <p>（注）補助金交付決定通知後から補助事業実施期間満了日までに費用が発生しとは、その間に業務行為がなされ、費用請求があることを言います。</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>補助限度額</p>	<p>300千円／社</p>

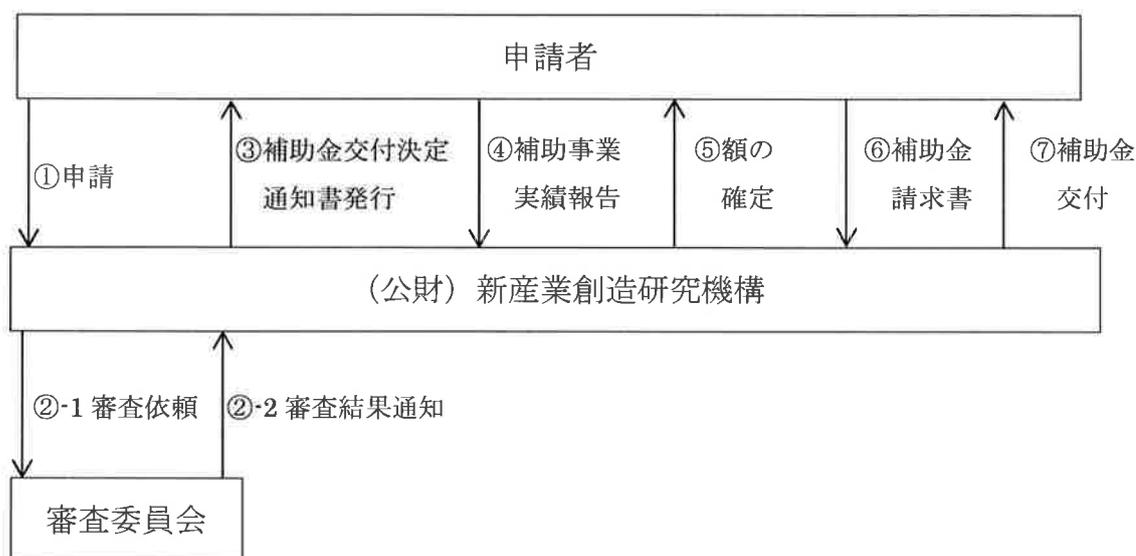
2. 事務の流れ

申請に対し、審査委員会による審査を経て交付決定がなされ、(公財)新産業創造研究機構から「補助金交付決定通知書」を発行します。認証取得後、補助事業者からの補助事業実績報告を受けて、書類審査及び必要に応じて現地調査のうえ、補助金の額を決定し、補助事業者からの請求書の提出を受けて補助金を交付します。

※ 補助金交付決定通知後に発生した費用が対象となります。

※ 補助対象経費については、認定後、申請者で支払いを完了させてください。また決済に当たっては必ず口座振込で処理してください(原則、現金手渡しで領収書受領は不可)。決済状況を確認の上、補助金の額を決定、交付します。

※ 平成30年度については、対象事業の完了報告が平成31年3月6日(水)までに必ず提出できる案件であることが条件となります。



3. 補助手続

(1) 申請

補助を希望される方は所定の書類を揃えて、(公財)新産業創造研究機構へ申請して下さい。

<申請に必要な書類>

- 補助金交付申請書 (様式第1号)
- 収支予算書 (様式第1号 別記)
- 補助事業計画書 (様式第1号 別紙)

<添付書類>

- 直近2期決算書
- 調査確認書

- 兵庫県「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」への参加申込書（写）
- 川下企業の試作行事（トライアル）や航空機関係の展示会等、試作品の用途と仕様を明らかにした計画書（様式不問）
- 会社案内パンフレットもしくは準ずるもの

（２）審査

- ①（公財）新産業創造研究機構が設置する審査委員会の中で補助対象としての妥当性を審査の上、補助金交付を決定させていただきます。
- ②審査する項目は下記のとおりです。
 - 補助対象事業者として要件を満たしているか。
 - 補助対象の経費項目が妥当か。
 - 収支予算が適正で事業内容が適切か。
 - 補助金申請額は妥当か。

（３）補助金交付決定通知書

- ①審査委員会で採択された申請者は「補助金交付決定通知書」を発行します。
- ②採択されなかった申請者には、「不採択通知書」を送付します。

（４）事業完了報告

補助事業者は事業完了後、速やかに所定の書類を揃えて（公財）新産業創造研究機構へ補助事業実績報告書を提出してください。

<事業完了報告に必要な書類>

- 補助事業実績報告書（様式第８号）
- 収支決算書（様式第８号 別記）
- 事業実施結果報告書（様式第８号 別紙）
- 経費の支出を証する書類（写）
- 計画した用途に使用したことを証する書類、写真等（写）

（５）書類審査および現地調査

- ①実績報告書を受領後、報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査をおこない、成果が交付決定の内容等に適合しているかどうかを審査します。適合していると認める時は交付すべき額を確定し、補助事業者に通知します。なお、必要に応じ、中間検査を行うことがあります。
- ②補助事業者からの補助金請求書を受け、補助金を交付します。

(6) 留意事項

- ①補助認定後、計画変更等によって補助事業の対象となる工事内容等や金額に変更が生じた場合、速やかに「補助金交付決定内容変更承認申請書」を提出して下さい。届出に対し、補助金交付決定変更承認通知書を発行します。内容によっては、補助金額が変更になったり、認定そのものを取り消させていただくことがありますのでご了承ください。
- ②事業の遂行が困難となった場合は、速やかに電話等で連絡のうえ、「補助事業遂行困難状況報告書」を提出して下さい。
- ③不適切な補助金申請、その他申請条件への違反等の事情が助成金交付後に判明した場合には、既に交付した補助金の返還を求めますのでご了承ください。